

深谷市告示第 8 1 号

振動規制法施行規則（昭和 5 1 年総理府令第 5 8 号）別表第 2 備考 1 及び備考 2 の規定により、同表備考 1 各号に規定する区域及び同表備考 2 各号に規定する時間として次のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

深谷市長 小 島 進

- 1 第一種区域及び第二種区域 平成 2 4 年深谷市告示第 8 0 号の表の備考 1 に定める第一種区域及び第二種区域
- 2 昼間及び夜間の時間 平成 2 4 年深谷市告示第 8 0 号の表に定める昼間及び夜間